

第19号議案

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部改正について

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年8月29日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則（平成16年滋賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
別表地方自治法（昭和22年法律第67号）の項の次に次のように加える。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	第5条の2第1項および第3項ならびに第15条
-----------------------	------------------------

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則」の一部改正の概要について

1 改正概要

条例または規則により、書面で行うこととされている行政手続等に係る申請等について、オンライン申請を可能とするため「滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則」（以下「インターネット利用規則」という。）を一部改正する。

2 対象となる手続および根拠規定

手続	根拠規定
普通免許状の授与	教育職員免許法第5条の2第1項
教育職員検定	
特別免許状の授与	
臨時免許状の授与	
免許状に係る新教育領域の追加	教育職員免許法第5条の2第3項
教育職員免許状の書換	教育職員免許法第15条
教育職員免許状の再交付	

3 改正内容

インターネット利用規則別表に当該手続の根拠法令を追加する。

4 施行日

令和7年10月1日

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表（第3条関係）		本則および付則 省略 別表（第3条関係）	
法令または条例等	条項	法令または条例等	条項
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第238条の4第2項および第7項	地方自治法（昭和22年法律第67号）	第238条の4第2項および第7項
（新設）		教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	第5条の2第1項および第3項ならびに第15条
滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）	第5条	滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）	第5条